

平成20年 4月 1日
理事（総務担当）裁定
最近改定 平成31年 4月 1日
理事（財務・施設担当）裁定

契約情報の公表に関する取扱について

横浜国立大学における契約について、下記の事項をホームページに掲載し公表するものとする。

記

(内容を公表する契約)

1. 内容を公表する契約

予定価格が500万円（単価契約等にあたっては、年間支払（見込）額又は年間収入見込額が500万円）を超える契約

2. 内容を公表する事項

- ①工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ②契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③契約を締結した日
- ④契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）又は随意契約によることとした
国立大学法人横浜国立大学会計規程（平成16年規則第301号）の根拠条文及び理由
- ⑥予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められ、かつ、事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑦契約金額
- ⑧落札率（予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑨文部科学省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に本学の役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数（競争契約を行った場合は除く。）
- ⑩その他必要と認められる事項

3. 公表する時期及び公表期間

契約を締結した日の翌日から起算して72日以内とし1年間公表する。ただし、4月1日から4月30日までに締結した随意契約については93日以内とする。

附 則

本取扱については、平成20年4月1日以降の契約から実施する。

附 則

本取扱については、平成31年4月1日以降に締結する契約から適用する。